

港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和6年7月31日

宮津港長

宮津港内灯籠流し花火大会における航泊の禁止について

宮津港第2区において、宮津燈籠流し花火大会が行われるため、下記により一般船舶（港長が認めた船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和6年8月16日（金）午後7時20分（灯籠流し開始時）から午後8時30分（花火打上げ終了）までの間

2 区域

次の①から⑧の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域（別添航泊禁止図参照）

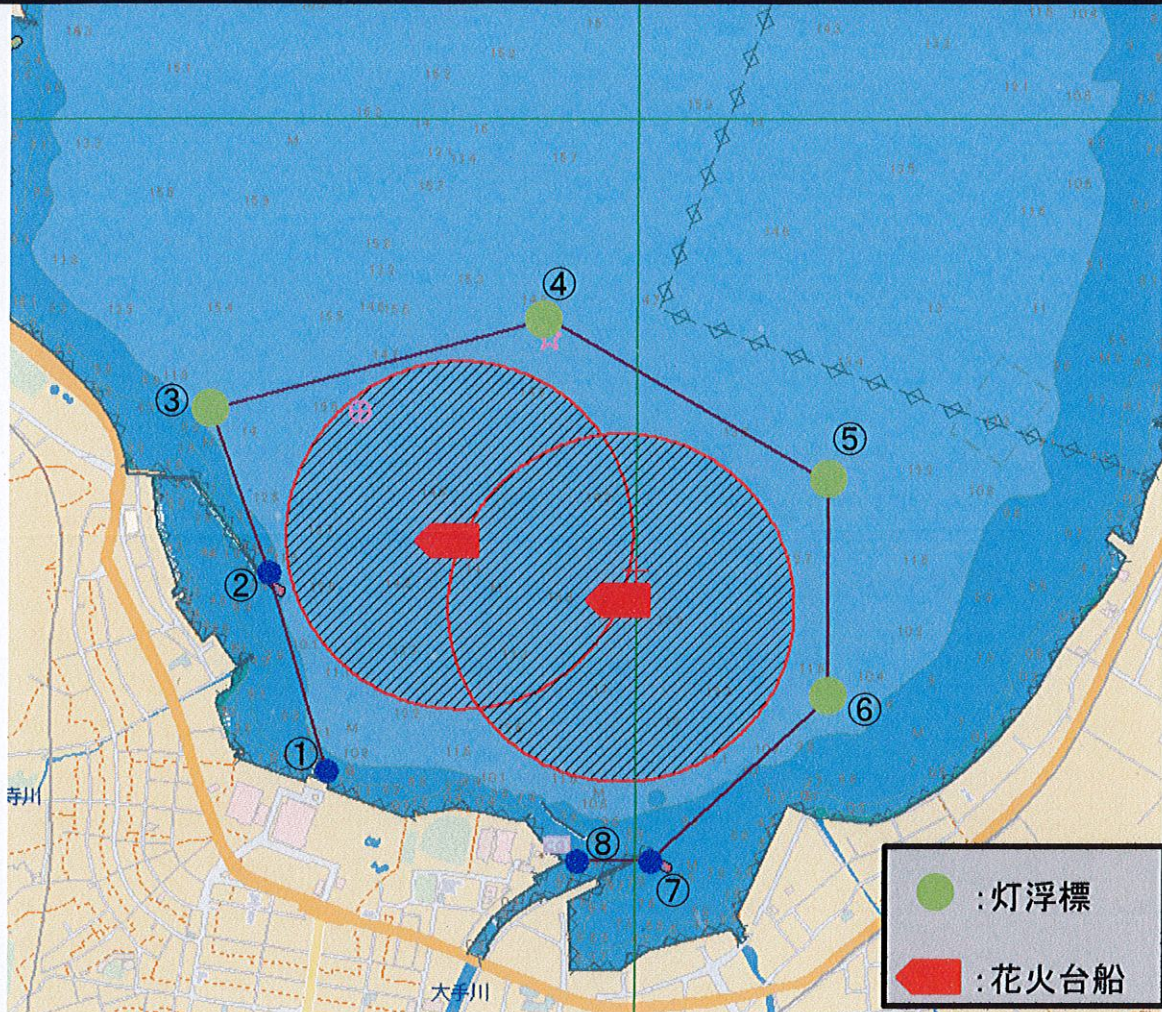
- ① 宮津棧橋突端：北緯35度32分24秒、東経135度11分38秒
- ② 杉ノ末防波堤灯台：北緯35度32分34秒、東経135度11分34秒
- ③ 西灯浮標：北緯35度32分44秒、東経135度11分31秒
- ④ 北灯浮標：北緯35度32分49秒、東経135度11分53秒
- ⑤ 北東灯浮標：北緯35度32分40秒、東経135度12分12秒
- ⑥ 東灯浮標：北緯35度32分27秒、東経135度12分12秒
- ⑦ 宮津港鶴賀防波堤灯台：北緯35度32分19秒、東経135度12分00秒
- ⑧ 島崎物揚場南東端：北緯35度32分19秒、東経135度11分56秒

3 標識

上記③から⑥には、灯浮標（灯色：緑色、毎4秒に1閃光、光達距離3キロメートル）が設置される。

4 備考

航泊禁止期間中は、警戒船5隻（警戒船を示す横断幕及び青色灯設置）及び巡視艇1隻が付近海域の警戒にあたる。



1 期間

令和6年8月16日(金)午後7時20分(灯籠流し開始時)から午後8時30分(花火打上げ終了)までの間

2 区域

次の①から⑧の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域

- ① 宮津棧橋突端 (北緯35度32分24秒 東経135度11分38秒)
- ② 杉ノ末防波堤灯台(北緯35度32分34秒 東経135度11分34秒)
- ③ 西灯浮標(北緯35度32分44秒 東経135度11分31秒)
- ④ 北灯浮標(北緯35度32分49秒 東経135度11分53秒)
- ⑤ 北東灯浮標(北緯35度32分40秒 東経 135度12分12秒)
- ⑥ 東灯浮標(北緯35度32分27秒 東経135度12分12秒)
- ⑦ 宮津港鶴賀防波堤灯台(北緯35度32分19秒 東経135度12分00秒)
- ⑧ 島崎物揚場南東端 (北緯35度32分19秒 東経135度11分56秒)

3 標識

上記③から⑥には、灯浮標(灯色:緑色、毎4秒に1閃光、光達距離3キロメートル)が設置される。

4 備考

航泊禁止期間中は、警戒船5隻(警戒船を示す横断幕及び青色灯設置)及び巡視艇1隻が付近海域の警戒にあたる。

令和6年 7月31日

宮 津 港 長